

## 令和元年度 岐阜市障害者総合支援協議会 第5回専門部会 議事要旨

日時 令和元年10月21日（月）  
15：30～17：00

場所 岐阜市役所本庁舎低層部3階 大会議室

出席 関係機関 5か所 6名  
相談支援事業所等 13か所 16名  
基幹相談支援サテライト 4か所 4名  
市役所等関係部署 5か所 6名

（合計 27か所 32名）

### ○検討テーマ…「居住支援について～障がい者の住まいの確保に向けた取り組みについて～」

障がい者が住み慣れた地域で生活するためには、住む場所等の暮らし方の選択が重要。親元からの自立あるいは‘親亡き後’に向けて、共同生活援助や宿泊型自立訓練等の障害福祉サービスの利用だけでなく、一般住宅での生活を希望する障がい者もいるが、保証人がいない等の理由で入居が困難な場合もある。居住に課題を抱える障がい者等（住宅確保要配慮者）に対して、平成29年10月には「新たな住宅セーフティネット制度」も制定された。今回は、居住支援に関わる機関の支援の取り組みを共有し、相談支援の役割等について協議を実施した。

#### 【1. 新たな住宅セーフティネット制度について】

まちづくり推進部住宅課より、資料1を用いて説明。

障がい者等の住宅の確保に配慮が必要な人が増加する中、増加する民間の空き家・空き室を活用しようと平成29年10月から開始された制度。住宅確保要配慮者は、障がい者だけでなく低額所得者・被災者・高齢者・子育て世帯等とされている。①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度、②登録住宅の改修・入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援の3つの柱で成り立つ。

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅は、全国で9,336戸、岐阜県で252戸（令和元年7月16日現在）の登録があり、Web上の「セーフティネット住宅情報提供システム」にて検索・閲覧が可能。

#### 【2. 障がい者への居住支援について】

居住支援法人の取り組みと障がい者への居住支援について、岐阜市で唯一指定を受けている居住支援法人から、資料2を用いて説明。

#### <概要>

- ・居住支援法人として、障がい者を対象に賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助等を実施。さらに今年度から「家賃債務保証」会社として国土交通省の登録を受け、障がい者が部屋を探す際に課題となる保証人の問題にも取り組んでいる。
- ・障がい者が部屋を探す際には、保証人や緊急連絡先の問題だけではなく、「大家・不動産会社の不安」が課題となることが多い。そのため「家賃の支払い」に関する不安に関しては賃貸借

契約の形態として直接契約（居住支援法人が本人をサポートし不動産会社と契約）以外に、転貸（居住支援法人が不動産会社等と法人契約をし、居住支援法人と本人が契約を行う）という契約形態を提案しているケースがある。状況に応じて、家賃や初期費用の値下げの交渉なども本人に代わり実施。「居室内での事故等」の日常生活に関する不安に関しては、相談支援専門員と連携し、障害福祉サービスや訪問看護等を調整し、「生活支援付き居住支援」として具体的な支援を提案することで不安の軽減を図る。

### 【3. 意見交流（グループワーク）】

「居住支援法人の取り組みについて理解を深め、相談支援の役割を考える」をテーマに、4グループに分かれて意見交流。グループから出た意見や居住支援法人の取り組みに関する質疑応答を全体で共有した。

<居住支援法人の取り組みについて>

#### 支援対象について

・対人関係を築くことが難しく、退去勧告が出ており、今後もトラブルを起こす可能性がある人への支援。

⇒退去勧告が出ていると相談のあったケースでは、訪問看護を導入したところ、今は落ち着いて生活できている。退去勧告が出た場合、引っ越すことも一つ。

・ゴミ屋敷にしてしまう人への支援。

⇒ゴミ屋敷だったケースでは、ゴミを片付けたいという本人の希望があったため、安い費用の業者を手配し部屋を片付けた。

・触法障がい者、重度障がい者への支援。

⇒住宅に入居できるかどうかは大家次第だが、相談支援や生活支援等の介入があることを具体的に伝えることが鍵になる。大家が拒否すれば、居住支援法人としては入居できる別の方法を考えていく。

・障がいがあると思われるが各種手帳を取得していない・取得を希望しない人への支援。

⇒手帳を取得していない場合は、手帳の取得に向けて本人へ働きかけを行う。本人が拒否する場合は支援が困難。

・意思決定ができない人の支援。

⇒意思決定ができない人は、契約行為が難しく成年後見制度等の手続きを検討。

#### 居住支援にかかる費用について

・居住支援に関する費用について。

⇒居住支援法人への相談は無料。入居の際にかかる家賃・初期費用、家具家電等の費用は実費負担。

・本人に必要な収入額について。

⇒収入は月8万円くらいあると生活支援が組み立てやすい。仕事ができるようであれば就労支援につなげていくことで自立を促し、収入を増やすことを検討する。家賃は地域によって違うが、岐阜市だと物件がたくさんあり1か月1万9千円くらいからある。本人の収入に見合った家賃の部屋を探し、必要があれば大家等に値下げ交渉する。

### 親亡き後の実家の活用について

・親亡き後は「親の住んでいた家で1人暮らしをする」という想定をしていることが多いが、実際には家を維持することは大変な場合が多い。そのため、本人はアパート等の賃貸住宅やグループホーム等に転居し、親の住んでいた家は賃貸住宅として活用するという方策も支援している。

・「親名義の自宅をグループホームにして、親亡き後に本人に収入があるようにしたい」という場合の支援。

⇒「実家をグループホームにしたい」という相談は、当事者団体の人等から実際にある。しかし、グループホームは人を雇い、世話人等の生活支援を入れるという経営が必要。体制を作れば可能かもしれないが、簡単なことではない。

### 居住支援法人と相談支援事業所との関係について

・居住支援法人としては相談支援専門員と連携して、本人が住みたい場所やどんな生活をされてきたのかをしっかりと聞き、できるだけ本人が希望する生活を送ることができる物件探しと一緒に考えたい。

・家賃債務保証会社としても、相談支援専門員が情報を把握し、地域生活において必要なサービスをアセスメントしていることはありがたい。相談支援専門員の関わりは、審査のうえで比較的有利になる要素であると考えている。

### 【まとめ】

限られた時間の中、居住支援法人の取り組みについて理解を深め、相談支援の役割を考える有意義な時間になった。

相談支援専門員はグループホームや入所施設の調整という視点は持っていることが多いが、アパート等の賃貸住宅を借りるという行為の支援に関しては苦手意識が多かった。相談支援専門員が居住支援法人の役割について理解を深め、障がい者が「一人暮らしをしたい」と希望する場合等にアパート等を借りるという分野において連携できると分かり、支援の視点の幅を広げることができた。ただしその際には、相談支援専門員が本人の希望だけでなく、本人の強みや地域に必要な支援等について適切にアセスメントを実施することが求められてくる。

今回を機に、相談支援専門員と居住支援法人それぞれの強みを生かし、連携することで障がい者の居住支援を充実させていけるとよい。

### 【当日の様子】

